

中国進出企業のリスクマネジメントに関する小論

～その一 縮小・撤退戦略における持分譲渡と会社清算について～

城西支部顧問 田口研介

◇中国進出企業の縮小・撤退戦略について

人件費の上昇、経済成長率の鈍化、日中関係の冷込み等の外部環境の悪化要因により、中国進出企業の事業の縮小や全面撤退を余儀なくされる日本企業が増えてきている。進出企業の縮小や撤退に際しては、減資、休眠、事業譲渡、持分譲渡、会社清算の五つの方策の中から選択することになる。

減資と休眠では出資者の同意が得難く、事業譲渡では特定の事業が標的となり、他の事業と債権債務が残るので、縮小戦略の下では通用するが、全面撤退の戦略の下では、事業譲渡と債権債務の清算に長期間を要する。小論では会社清算と持分譲渡に絞って問題点と留意点を指摘しておきたい。

◇会社清算と持分譲渡の問題点と留意点について

- ①会社清算では、土地の使用権及び工場や機械設備の売却による資金回収額と回収期間が問題点になる。
- ②中国の清算弁法では、外資企業の清算手続に要する期間を270日と定めており、一応の目安になる。
- ③外資企業の会社清算では、所得税等の徴収減や従業員の再就職難を招くため、地方の行政部門が司法権力を駆使して圧力をかけてくるので、清算手続の完了まで長期化することがある。
- ④外資奨励法の適用を受けた外資企業が会社清算する場合、直ちに税制上の優遇措置が停止されることは勿論、操業開始時点で遡って、優遇税率の適用による税額と一般企業の税率による税額との差額を返納する義務が発生する。ただし、当該外資企業が創業から10年以上経過している場合、差額の返納は不要である。加えて、操業開始時に輸入した機械設備や原材料等の輸入税に係る優遇税率の適用による税額と一般企業の税率による差額についても、操業後、5年以内では返納する義務が発生する。
- ⑤会社清算では、従業員に退職金に相当する経済補償金の支払義務が発生することに留意すべきである。
- ⑥持分譲渡では、譲受人の信頼度をよく確かめること、妥当な譲渡価格を決めて粘り強く交渉すること、応募者が少数の場合は買い叩かれるので、時宜を得た意思決定力が必要になる。
- ⑦外資企業への持分譲渡では、④で述べた優遇税率と一般税率との差額の返納は不要であるが、中国企業への持分譲渡では、差額を返納する義務が発生する。
- ⑧会社清算も持分譲渡も、出資者全員の合意書及び董事会の全会一致の承認決議書の提出が成立要件になることに留意すべきである。
- ⑨会社清算も持分譲渡も、独資形態では自社の事業縮小や撤退に対する経営者の意思決定及び大口出資者の同意が得られ易いが、中国企業との合弁形態で対立関係がある場合、同意を得るのは困難である。

会社清算は企業の消滅を意味するが、事業の国際化、グローバル化戦略においては、企業の構造転換を図る効果的な手段となる。途上国においては行政当局の緩慢な事務手続や金銭要求等が日常茶飯事であり、新興国である中国では法令の朝令暮改や、行政窓口との法令解釈を巡る小競り合いが頻発しているので、進出企業は常に法令改正等の動向を注視する一方、難題の解決に向けて有力な仲介者または法律家との提携関係の構築が大切である。